

## 役員退職慰労金支給規程

(総則)

第1条 公益財団法人健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）の役員に対する役員退職慰労金（以下「退職慰労金」という。）の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職慰労金支給)

第2条 退職慰労金は、常勤役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 退職慰労金は、法令に基づいて控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職慰労金の金額からその金額を控除して支給する。

(退職慰労金の支給制限)

第3条 常勤役員が次の各号の一に該当する場合には、退職慰労金は、支給しない。

- (1) 定款第35条第1号の規定により解任された場合。
- (2) 常勤役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職慰労金を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、第4条及び第5条の規定により計算して得た額を退職慰労金として支給する。

(退職慰労金の額)

第4条 退職慰労金の額は、常勤役員が退職し又は死亡した日におけるその者の報酬月額 $\times$ 100分の8.33に相当する額に、その者の在職月数を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第5条 退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤役員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、常勤役員として就任した日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月として計算する。

(端数の処理)

第6条 この規定の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(遺族の範囲及びその順位)

第7条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及び支給順位は、次によるものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者

- 2 前項に掲げる者が退職慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、前項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、その他の親族については、常勤役員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職慰労金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第8条 第2条第1項に規定する遺族が退職慰労金の支給を受けるときには、戸籍謄本、住民票、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(その他)

第9条 第2条第1項の規定にかかわらず非常勤の理事長が退職した場合には、評議員会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。